

令和6年度 第2回大潟区地域協議会次第

日時 令和6年6月20日(木) 午後7時00分から
会場 大潟コミュニティプラザ2階 大会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 報告事項

(1) 大潟区における主要事業について …資料No.1、2

協議事項

(1) 大潟区地域協議会で定める事項について …資料No.3

5 その他

・次回地域協議会開催予定日 7月18日(木) 午後7時00分

6 閉会

■令和6年度 大潟区に係る主要事業一覧表

(単位：千円)

事業名	令和5年度 当初予算等 (A)	令和6年度 当初予算等 (B)	比較 (B-A)	令和6年度事業説明
【地域振興】				
①地域振興事業	3,350	3,350	0	「大潟かっぱ祭り」イベント補助
②地域独自の予算	5,384	5,460	76	鶴の浜温泉色彩音楽花火事業他
③コミュニティプラザの適正な運営管理	19,718	22,994	3,276	施設管理委託費他
④その他…施設の管理運営	7,369	6,438	△ 931	福祉・保健施設管理運営費、駅トイレ等の管理運営費他
小計	35,821	38,242	2,421	
【防災・防犯】				
①消防施設整備事業	7,091	10,741	3,650	消火栓移設更新工事費（土底浜、潟町）
②消防施設災害復旧費	0	4,000	4,000	防火水槽漏水修繕（潟町）
小計	7,091	14,741	7,650	
【財産管理】				
①普通財産管理費	575	3,524	2,949	法面補修工事（潟町）
小計	575	3,524	2,949	
【産業・経済】				
①工業団地の維持管理	1,054	1,089	35	犀潟・潟町間鉄道側溝利用協議会負担金
②観光振興対策、施設整備、施設管理	78,772	62,364	△ 16,408	観光協会等補助金、人魚館指定管理委託料、人魚館修繕費他
③漁港整備事業	2,138	2,833	695	大潟漁港砂撤去工事他
④その他	8,747	16,533	7,786	大潟夕日の森管理、松くい虫対策
小計	90,711	82,819	△ 7,892	
【教育・文化】				
①学校教育体制の充実	4,589	1,265	△ 3,324	小学校市単独事業（会議室エアコン更新工事）
	0	10,641	10,641	中学校市単独事業（武道館非常階段改修工事、教室照明LED化工事（音楽室））
	7,162	8,891	1,729	スクールバス等運行経費
②公民館事業の実施、施設の安全性の確保、偉人顕彰事業	7,901	10,570	2,669	地区公民館管理運営費
	684	762	78	各種講座等の事業費
	179	181	2	図書購入費他
	408	980	572	「日本音楽教育の母」小山作之助生誕160周年記念事業」等
	1,850	3,707	1,857	野外活動施設の管理運営費
③体育事業の実施、施設の安全性の確保	10,088	9,522	△ 566	体育施設管理運営費
	6,963	202,980	196,017	大潟体育センター大規模改修工事関連（委託料、工事費）
	206	206	0	大潟体育祭補助金
小計	40,030	249,705	209,675	
【都市基盤整備】				
①公共下水道整備事業	22,718	23,089	371	工事請負費（接続柵新設工事）
②大潟区道路整備事業	3,993	25,877	21,884	側溝改良工事
③大潟管渠維持管理費	10,728	11,577	849	下水道管渠施設修繕費他
④大潟浄化センター運転管理費	61,307	59,645	△ 1,662	浄化センター管理委託費他
⑤大潟区公園管理費	21,470	13,658	△ 7,812	都市公園管理費他
⑥大潟区道路・橋梁維持修繕費	34,897	36,478	1,581	市道維持費他
⑦大潟区排水処理施設管理費	26,616	24,631	△ 1,985	農集排水処理施設修繕費他
小計	181,729	194,955	13,226	
大潟区ガス水道施設等維持管理費	291,685	404,921	113,236	水道基幹管路耐震化工事費、ガス水道経年管入替工事費他
合計	647,067	985,383	338,316	

大潟工業団地の整備に関する進捗状況について（報告）

■整備目的 現在、企業の事業拡張が堅調であり、工業用地の引き合いも多い。これら企業が当市で事業拡大してもらうため、機を逸することなく、受皿となる工業用地を早期に確保する必要があることから、市が用地を取得して工業団地を整備するもの。

■整備概要 ○施工地：下小船津浜、上小船津浜、渋柿浜
○開発面積：約14ha
○分譲面積：約13ha

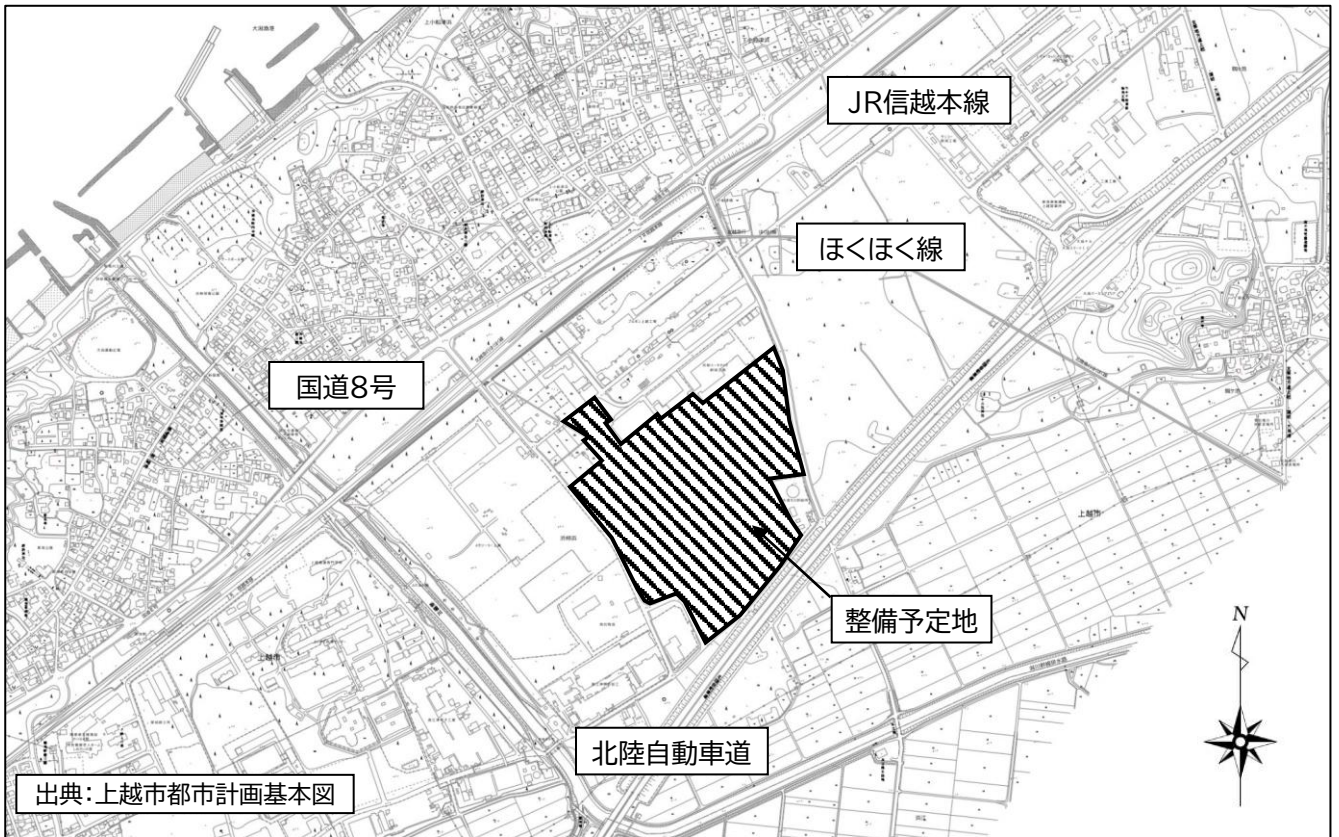
■経過

日付	内容	備考
令和4年10月	町内会長への説明	以降、適宜説明
令和5年2月	大潟商工会への説明	大潟工業団地の整備着手
令和5年7月	地権者説明会（3会場）	対象者92人、出席者73人、欠席者個別説明
令和5年7月	大潟区地域協議会への説明	大潟工業団地の整備
令和5年9月	用地測量、物件調査、不動産鑑定	用地面積及び単価、物件補償価格の算定
令和5年12月	12月補正予算上程（債務負担）	用地購入費、物件補償費
令和5年12月	大潟区地域協議会への説明	進捗状況報告
令和6年2月	地権者説明会（3会場）	対象者92人、出席者79人、欠席者個別説明
令和6年3月	地権者への周知（書面）	仮契約延期
令和6年4月	地権者への周知（書面）	進捗状況報告

■進捗状況 ○本年2月に地権者説明会を開催し、土地や物件補償の条件等を提示したが、全ての地権者と合意に至っていない。
○現在、合意に向けて協議を進めているが時間を要しているため、当初予定していた、3月中の仮契約、6月の本契約の締結（議案の提出）を延期した。

■今後の予定 ○引き続き、地権者との協議を進め、全ての地権者と協議が整い次第、土地取得の仮契約を締結し、直近の市議会定例会に本契約の締結の議案を提出する。
○その後、造成工事を進め、令和8年3月の分譲開始を目指す。

■ 整備予定地



大潟区地域協議会の審議事項について

審議事項 (※は根拠例規)	これまでの状況	審議結果
会長、副会長の選任 ※上越市地域自治区の設置に関する条例（以下、「条例」という。）第6条	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会の互選により決定 ・会長1名、副会長1名 ・任期は2年 	<p>会長 <u>土屋 郁夫</u></p> <p>副会長 <u>俵木 晴之</u></p> <p>任期は2年</p>
会議の招集請求に必要な委員数 ※条例第8条第1項第2号	<p>4人</p> <p>4分の1以上の委員から書面で会議に付議すべき事項を示して請求があった場合</p>	<p><u>4人</u></p> <p>4分の1以上の委員から書面で会議に付議すべき事項を示して請求があった場合</p>
会議録の確認者 ※上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第5条第2項	<p>名簿順（五十音順）</p> <p>※会長を除く</p>	<p>名簿順（五十音順）</p> <p>※会長を除く</p>
委員が会議の議題を提出する方法 ※条例第8条第4項	<p>委員が自主的に審議したい事項がある場合は、別に定める様式により会議開催予定日の10日前までに会長に届ける</p>	<p>委員が自主的に審議したい事項がある場合は、別に定める様式により会議開催予定日の10日前までに会長に届ける</p>
地域協議会だよりの編集方法 ※条例第8条第4項	<ul style="list-style-type: none"> ・正副会長から1名 ・委員から3名 ・1年任期 ・名簿の最後から 	(編集委員)
	<ul style="list-style-type: none"> ・年3回 	(発行回数・時期)
	<ul style="list-style-type: none"> ・会長または副会長を中心に4人の編集委員で作成 	(編集方法など)
会議の座席順 ※条例第8条第4項	<p>名簿順（五十音順）</p>	<p>名簿順（五十音順）</p> <p>※2年後に検討</p>

審議事項 (※は根拠例規)	これまでの状況	審議結果
会議の開催日時 ※条例第8条第4項	毎月の第4木曜日	(開催日) 毎月の第3木曜日
	18:30から	(開催時間) 19:00から ※3回実施後に検討
会議の会場 ※条例第8条第4項	大潟コミュニティプラザ	大潟コミュニティプラザ

<参考：関連例規>

○上越市地域自治区の設置に関する条例（抄）

(地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法)

第6条 地域協議会の会長及び副会長は、それぞれの地域協議会の会議(以下「会議」という。)において、委員のうちから選任し、又は解任する。
(会議)

第8条 会議は、次に掲げる場合に会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていない場合で市長が必要と認めるときは、市長が招集し、市長が指名する者が議長となる。

(1) 会長が必要と認める場合

(2) それぞれの地域協議会が定める数以上の委員から請求があった場合

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、それぞれの地域協議会が定める。

○上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則（抄）

(会議録)

第5条 略

2 前項に規定する会議録の内容は、審議会等が指定した者の確認を得るものとする。